

## 令和 2 年第 2 回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第 6 8 号 別府市税条例の一部改正について
- 議第 6 9 号 別府市税特別措置条例の一部改正について
- 議第 7 0 号 別府市都市計画税条例の一部改正について
- 議第 7 1 号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 7 2 号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 7 3 号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 7 4 号 別府市手話言語条例の制定について
- 議第 7 5 号 別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議第 7 6 号 別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について
- 議第 7 7 号 別府市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第 7 8 号 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議第 7 9 号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第 8 0 号 動産の取得について
- 議第 8 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 8 2 号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 議第 8 3 号 市長専決処分について
- 議第 8 4 号 市長専決処分について
- 議第 8 5 号 市長専決処分について
- 議第 8 6 号 市長専決処分について
- 議第 8 7 号 市長専決処分について

## 議第 68 号

### 別府市税条例の一部改正について

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の規定に基づき、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えます。（第 24 条関係）
- (2) 所得控除について、ひとり親控除を追加する等します。（第 34 条の 2 関係）
- (3) 探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとします。（第 54 条関係）
- (4) 土地又は家屋の現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに住所等について申告しなければならないとします。（第 74 条の 3、第 75 条関係）
- (5) 軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について定めます。（第 94 条関係）
- (7) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備をします。（附則第 3 条の 2、附則第 4 条関係）
- (8) 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を定めます。（附則第 10 条の 2 関係）
- (9) 軽自動車税の環境性能割が非課税となる取得期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長します。（附則第 15 条の 2 関係）
- (10) 地方税法に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、引用する条文を整理します。（附則第 17 条関係）
- (11) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を定めます。（附則第 25 条関係）
- (12) 法人税において通算法人ごとに申告等を行うこと（連結納税の廃止）に伴い、規定の整理をします。（第 48 条、第 50 条、第 52 条関係）

- (13) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例について定めます。(附則第26条、附則第27条関係)
- (14) 地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正その他字句の整備をします。
- 3 施行期日 公布の日。一部は、令和2年10月1日、令和3年10月1日及び令和4年4月1日
- 4 担当課 総務部市民税課、資産税課

## **議第69号**

### **別府市税特別措置条例の一部改正について**

1 趣旨

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第25号)により、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部が改正され、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限が令和4年3月31日まで延長されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を令和4年3月31日まで延長します。(第3条関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部資産税課

## **議第70号**

### **別府市都市計画税条例の一部改正について**

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の規定に基づき、条例を改正します。

2 議案の内容

地方税法に新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が定められたことに伴い、所要の改正をします。(附則第16条関係)

3 施行期日 公布の日。一部は、令和3年1月1日

4 担当課 総務部資産税課

## **議第 7 1 号**

### **別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき条例を定めるに当たり参酌すべき基準を定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部が改正され、放課後児童支援員の研修について、都道府県知事及び指定都市の長に加え中核市の長が実施できるとされたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

省令の改正内容と同様の内容で改正します。

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 福祉共生部子育て支援課

## **議第 7 2 号**

### **別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

児童福祉法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、保育所等との連携及び居宅訪問型保育の提供に関する基準が改められたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

省令の改正内容と同様の内容で改正します。

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 福祉共生部子育て支援課

## **議第 7 3 号**

### **別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正され、特定教育・保育施設等との連携に関する基準が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

内閣府令の改正内容と同様の改正をします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉共生部子育て支援課

## **議第74号**

### **別府市手話言語条例の制定について**

1 趣旨

手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに総合的かつ計画的な施策の推進について定めることにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的とする条例を定めます。

2 議案の内容

目的、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割、施策の推進、財政措置等を定めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉共生部障害福祉課

## **議第75号**

### **別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について**

1 趣旨

重度心身障害者に対する医療費の支給において所得制限を設けることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

支給対象者又は主として支給対象者の生計を維持するものの前年の所得が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するとされた旧国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第1項、第2項及び第5項に定める額以上であるときは、医療費を支給しないこととします。（第5条関係）

3 施行期日 令和3年8月1日

4 担当課 福祉共生部障害福祉課

## 議第76号

### 別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について

#### 1 趣旨

心身障害者福祉手当のうち、身体障害者福祉タクシー手当等の年額を見直すことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 1級及び2級の障害程度に係る身体障害者福祉タクシー手当、最重度、重度及び中等度の知的障害の程度に係る知的障害者福祉タクシー手当及び1級の障害等級に係る精神障害者福祉タクシー手当の年額を4,000円から3,500円に改めます。(第4条関係)
- (2) 身体障害者福祉タクシー手当、知的障害者福祉タクシー手当及び精神障害者福祉タクシー手当の支給に代えてタクシー利用券を交付できる規定を廃止します。(第7条関係)

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 福祉共生部障害福祉課

## 議第77号

### 別府市国民健康保険条例の一部改正について

#### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金の支給を行うことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の額、支給期間及び給与等との調整について定めます。(附則第2条、第3条及び第4条関係)

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 生活環境部保険年金課

## 議第78号

### 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

大分県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給する傷病手当金の申請書の受付を別府市において行うことに伴い、

条例を改正します。

2 議案の内容

市において行う事務として「大分県広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加します。(第2条関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 生活環境部保険年金課

**議第79号**

**別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和2年政令第69号)により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額が改定されたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 消防作業従事者等に係る補償基礎額「8,800円」を「8,900円」に改めます。(第5条関係)

(2) 補償基礎額表を次のように改めます。(別表関係) ( )内は現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円 (12,400円)	13,320円 (13,300円)	14,200円 (14,200円)
分団長及び副分団長	10,670円 (10,600円)	11,550円 (11,500円)	12,440円 (12,400円)
部長、班長及び団員	8,900円 (8,800円)	9,790円 (9,700円)	10,670円 (10,600円)

(3) その他字句の整備を行います。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 消防本部庶務課

**第80号**

## 動産の取得について

### 1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

### 2 議案の内容

(1) 取得動産 高規格救急自動車 1台

(2) 契約金額 27,577,000円

（うち消費税及び地方消費税の額2,507,000円）

(3) 契約の相手方 別府市中須賀東町7組1

大分トヨタ自動車株式会社別府店

店長 廣瀬 明彦

### 3 担当課 消防本部庶務課

## 議第81号

### 指定管理者の指定について

#### 1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めます。

#### 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

別府市竹細工伝統産業会館

#### 3 指定管理者となる団体

竹細工伝統産業会館共同事業体

別府市光町1番5号

別府竹製品協同組合

別府市天満町16番26号

株式会社美装管理

#### 4 指定期間 令和2年10月1日から令和6年3月31日まで

#### 5 担当課 経済産業部産業政策課

## 議第82号

### 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに

## 関する協議について

### 1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

### 2 議案の内容

大分市が設置するのつはる天空広場を本市の住民の利用に供させることとします。

### 3 担当課 企画部総合政策課

## 議第83号

### 市長専決処分について

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

#### 2 議案の内容

##### (1) 処分事項 令和2年別府市条例第44号

別府市税条例等の一部を改正する条例

##### (2) 処分年月日 令和2年3月31日

##### (3) 主な改正内容

ア 給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、個人の市民税に係る扶養親族等申告書にその旨の記載を不要とします。（第36条の3の2及び第36条の3の3関係）

イ たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続を簡素化します。（第96条関係）

オ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和6年度まで3年延長します。（附則第8条関係）

カ 特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区に係る固定資産税の課税標準の特例を定めます。（附則第10条の2関係）

キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和5年度まで3年延長します。（附則第17条の2関係）

ク 令和3年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える改正規定を削ります。(令和元年度別府市条例第18号第2条による市税条例第24条の改正関係)

ケ 改元に伴う所要の改正、地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正その他字句の整備をします。

(4) 施行期日 令和2年4月1日

3 担当課 総務部市民税課、資産税課

## **議第84号**

### **市長専決処分について**

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

#### 2 議案の内容

(1) 処分事項 令和2年別府市条例第45号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和2年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 浸水被害軽減地区に係る都市計画税の課税標準の特例を定めます。(附則第5条関係)

イ 改元に伴う所要の改正、地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正その他字句の整備をします。

(4) 施行期日 令和2年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

## **議第85号**

### **市長専決処分について**

#### 1 趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

## 2 議案の内容

### (1) 処分事項 令和2年別府市条例第46号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### (2) 処分年月日 令和2年3月31日

### (3) 主な改正内容

ア 国民健康保険税の基礎課税額の上限を、61万円から63万円にします。

(第3条第2項、第25条関係)

イ 介護納付金課税額の上限を、16万円から17万円にします。(第3条第4項、第25条関係)

ウ 国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万5千円(改正前28万円)に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円(改正前51万円)に引き上げます。(第25条関係)

### (4) 施行期日 令和2年4月1日。一部は、令和3年1月1日

## 3 担当課 生活環境部保険年金課

## 議第86号

### 市長専決処分について

#### 1 趣旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

#### 2 議案の内容

### (1) 処分事項 令和2年別府市条例第47号

別府市介護保険条例の一部を改正する条例

### (2) 処分年月日 令和2年4月22日

### (3) 主な改正内容

条例第3条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、次のとおりとします。(第3条関係)

第1号被保険者	改正前の保険料率	改正後の保険料率
---------	----------	----------

条例第3条第1項第1号	26,700円	21,400円
条例第3条第1項第2号	44,600円	35,700円
条例第3条第1項第3号	51,700円	49,900円

(4) 施行期日 公布の日

3 担当課 福祉共生部高齢者福祉課

## **議第87号**

### **市長専決処分について**

1 趣旨

緊急事態宣言が解除されたことに伴い、これまでの外出自粛により経営に打撃を受けた事業者を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和2年度別府市一般会計補正予算（第3号）

(2) 処分年月日 令和2年5月26日

3 担当課 企画部財政課